第三号の三様式（第十一条の十九関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号
身分証明書

写真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、港湾法第四十三条の二十三第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出者の書類その他の物件の検査ができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査）

第四十三条の二十三　前条第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、当該対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2　前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五号の三様式を削る。

第五号の四様式中「第五号の四様式（第十七条の三関係）」を「第五号の三様式（第十七条の二関係）」に、「第17条の３」を「第17条の２」に改め、同様式を第五号の三様式とする。

第十号様式裏面中「者から」を「者に対し」に、「徴し」を「求め」に、「職員に当該」を「職員に、当該」に、「２　前項」を「３　前二項」に、「３　第一項」を「４　第一項又は第二項」に改める。

第十号様式の次に次の様式を加える。

第十一号様式（第三十八条関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号
身分証明書

写真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、港湾法第五十六条の五第二項の規定により同法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）の事務所その他の事業場に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（報告の徴収等）

第五十六条の五

2　国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の八条を加える。

（財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実）

第二条の二　法第四条第一項に規定する国土交通省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　役員若しくは使用人である者又はこれらであった者であって指定会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該指定会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。